

ドイツのストーキング対策立法―「暴力保護法」と「つきまとい処罰法」

齋藤 純子

【目次】

はじめに

I ストーキングの実態

II ストーキングの特徴

III 各国のストーキング対策立法

IV 民事法による解決―暴力保護法の制定

V 刑事法による解決―つきまとい処罰法の制定

VI つきまとい処罰法の概要

おわりに

翻訳：2001年12月11日の暴力行為及びつきまといからの民事法上の保護のための法律（暴力保護法）；
2007年3月22日の執拗なつきまといの可罰性のための法律（第40次刑法改正法）

はじめに

2007年3月31日、ドイツで、ストーキングの被害者に対する保護の改善を目的として、「執拗なつきまとい（Nachstellung）の可罰性のための法律」（以下「つきまとい処罰法」とする。）が施行された。ストーキング対策としては、2002年1月1日に施行された「暴力行為及びつきまといからの民事法上の保護のための法律」（以下「暴力保護法」とする。）に続く第2弾の立法となる。

本稿においては、ドイツにおけるストーキングの実態、各国のストーキング対策の立法例に触れたあと、これら2法について、それぞれ制定に至る経緯及び規定内容を紹介する。ただし、暴力保護法については、本誌において、法案の段階で法案の翻訳を含む詳細な紹介が既になされている^(注1)ので、ストーキング対策の観点からのみの紹介にとどめる。末尾にこれら2法の全文

訳を掲載する。

I ストーキングの実態

ストーキングは、「古くからある現象に新しい名称を与えたもの^(注2)」と言われるが、ドイツにおいて「ストーキング」という概念が英米語圏から導入され、深刻な社会問題として認識されるようになったのは、近年のことである。1999年にストーキングに関するフォルクマール・フォン・ペヒシュテット（Volkmar von Pechstaedt）^(注3)弁護士の論文が発表され、2000年2月に週刊誌『シュピーゲル』にストーキングに関する^(注4)記事が掲載されたことが、この問題が社会の^(注5)注目を集めるきっかけとなった。

当初は、ドイツについての実態調査もなく、イギリス、アメリカ、オーストラリアにおいて1990年代初めから行われてきた実態調査の結果が参照されていたが、2004年以降ようやく、^(注6)以下の2つの調査結果が発表され、ドイツにおけるストーキングの実態が明らかになってきた。

1 マンハイム精神保健中央研究所の研究班による調査（2004年発表）

マンハイム精神保健中央研究所のハラルト・ドレッシング（Harald Dreßing）^(注7)博士を中心とする研究班による調査は、ストーキングに関するドイツ初の住民抽出調査である。研究班は、マンハイム市に居住する18歳から65歳までの男女各1,000名に質問表を郵送し、679名（女性400名、男性279名）から回答を得た（回答率34.2%）。

この調査では、相手が望まない接触を求める行為が異なる方法で2回以上行われ、このような行動が2週間以上続き、相手に対して不安を

呼び起こした場合に限り、「ストーキング」とみなす。

調査結果によれば、回答者の12%がこのようなストーキングをこれまでに受けたことがあった。被害者の87.2%が女性であり、加害者は85.5%が男性であった。ストーキングを受けた期間は、被害者の68%が「1か月以上」、しかも24.4%は「1年以上」と回答した。その上、ストーキングは集中的に行われており、被害者の35%は「週に2回以上」、9%は「毎日」、16%は「1日に2回以上」、ストーカーから接触があったと回答している。ストーキングの方法としては、「脅迫」を挙げたものが被害事例の34.6%、「暴力行為」を挙げたものが30.4%であった。また、ストーカーが被害者の知人だったものが被害事例の75.6%を占めた。

被害者の多くが、ストーキングの影響として、精神的・身体的症状（不安感の高まり、不安症状、睡眠障害、胃痛、抑うつ感）を訴えた。ストーキングのために、被害者の73.1%が毎日の行動を変更し、16.7%が転居し、5.1%が転職している。それにもかかわらず、警察に被害を届け出た者は被害者の20.5%にとどまる。他方で、健康上の理由で医師やセラピストの診察を受けている者が24.4%に上る。

研究班は、この調査結果は、ストーキングがドイツでも深刻な問題となっていることを示すものであるとし、警察、検察、裁判所も加わって総合的な対応を取ることが必要であると述べている。

2 ダルムシュタット工科大学法心理学研究班による調査（2005年発表）

ダルムシュタット工科大学の法心理学研究班（ハンス＝ゲオルク・W.フォス（Hans-Georg W. Voß）博士ら3名）による調査は、ドイツ語圏で最大規模のストーキングに関する調査である。調査は2002年から2005年にかけて行われ、

被害者551名及びストーカー98名の回答（ほとんどの回答はインターネットにより匿名で寄せられた）と、被害者50名に対する電話インタビューが分析の対象となった。なお、この調査では、自ら申し出た者が回答者となっており、調査対象者の抽出が行われていないので、より深刻なケースが多く見られる傾向がある。^(注9)

被害者に対する調査によれば、ストーキングは、既に終結している事例で平均28か月継続している。ストーカーが被害者の知らない人である場合は9%に過ぎず、ストーキングはほとんどが知人によって、49%は別れたパートナーによって行われている。ストーカーの81%は男性である。暴力行為も多く見られる。被害者の39%が身体への攻撃を受けたことがあり、5人に1人は拳骨による殴打や凶器を用いた攻撃という重大な暴力を受けている。

このようなストーキングの影響は甚大である。被害者の3分の2が睡眠障害や悪夢を訴え、92%がパニック状態になるほどの不安を感じたと回答している。しかも、恐怖はストーキングが終わった後も続き、完全に不安から解放された人は9%に過ぎない。また、仕事の面でも、平均で61日間の休業を余儀なくされるなど大きな損失がある。

被害者に対する援助には、非常に問題が多い。被害者の3分の1以上が被害を届け出るために警察に相談しているが、その69%が事態の深刻さをなかなか理解してもらえなかったと述べている。

ストーカーに対する調査によれば、ストーカーは比較的高学歴の者が多く、55%はアビトゥーア（高校卒業・大学入学資格試験）の合格者であるか大卒者である。70%は独身で、54%は単身生活をしている。年齢は13歳から58歳までにわたり、平均31歳である。ストーキングは、ストーカー自身にも影響があり、54%が人格や心理状態が変わってしまったと答えている。ス

トーキングの執拗さの理由として、ストーカー自身は、「相手は自分に運命づけられているから」(42%)、「相手の面倒を自分が見なければならぬから」(32%)、「自分の幸福と必要の観点から」(31%)、「相手から不当なことをされたから」(28%)などと回答しており、調査報告は、ストーカーは現実を著しく歪めていることが明らかにになったと分析している。

これらの調査を通じて、ドイツにおいてもストーキング被害が深刻であること、それにもかかわらず被害者に対する保護が不十分であることがわかってきた。

II ストーキングの特徴

ストーキングに対する規制や対策の難しさは、ストーキングの特徴に由来する。そこで、ここではストーキングの特徴について確認しておきたい。

ストーキングは多様な形態をとる。ストーキングのうち、暴力や脅迫などの個別の重大な犯罪行為は、従来からある犯罪構成要件に該当するものとして刑法典の規定を適用して処罰することができる。しかし、ストーキングのすべてが、これでカバーされるというわけではない。ストーカーの個々の行為は、例えばラブレターを送るとか花束を届けるなど、犯罪行為どころか反社会的な行為ですらない場合も多い。これらの行為は処罰の対象とはならない。しかし、それが相手の拒絶の意思表示にもかかわらず繰り返し行われ、相手が不安を感じ始めた場合には、全体としてストーキングとなるおそれがある。ストーキングを独立の犯罪行為として定める際の困難もここにある。

ストーキングの特徴は、その反復性、継続性にある。そのうち、行為がエスカレートしていくケースも多い。ダルムシュタット工科大学の研究班による調査で示されたように、ストーカーは、現実についての認識の枠組みが歪んで

おり、自己の行為を正当化する傾向が強い。自分が拒絶される理由を想像することができないため、自分の要求を受け入れない相手を逆恨みして、嫌がらせや復讐が目的となってしまうこともある。^(注10)

被害者側から見ると、ストーキングは、それまでの生活を破壊するものである。付き添いなければ外出できなくなったり、住居や仕事を変えなければならなくなることもある。個々の行為だけでなく、ストーキング全体として及ぼす影響を見る必要もあるだろう。

ストーキングの方法は、多様である。特に、現代社会においては、通信手段の発達により、被害者に接近する様々な方法が生まれた。例えば、電話、ファックス、携帯電話、電子メールなど多様な手段を駆使して、ストーキングを行うことが可能となっている。

ドイツでは、熱狂的なファンが有名人に対して行うストーキングがしばしば世間の耳目を集めてきたが、実は、一般の人の間でのストーキングの方が圧倒的に多いと言われる。特に、親密な関係にある男女(夫婦、恋人、パートナー)の間のストーキングは、ドメスティック・バイオレンスと併合して起きることが多い。ドメスティック・バイオレンスが理由で別れたパートナーに対して復縁を迫り、ストーキングを行うのが典型的なパターンである。^(注11)ダルムシュタット工科大学の調査でも、この関係にストーキングが多いことが指摘されている。

III 各国のストーキング対策立法

ストーキングを処罰するための法律は、既にアメリカ、カナダ、オーストラリア、イギリス、オランダ、ベルギー、オーストリア等の各国で制定されている。^(注12)日本においても、2000年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(平成12年法律第81号)が制定された。

1 アメリカ

アメリカでは、1990年のカリフォルニア州を嚆矢として、1995年までにメイン州を除くすべての州とコロンビア特別区において、ストーキング対策の特別法が制定された。^(注13) 1996年には州を超えたストーキングを処罰するための連邦法も制定されている。^(注14)

1993年に全米刑事司法協会(NCJA)によって策定されたモデル法案では、ストーキングの犯罪構成要件として、①通常の判断能力を有する一般人であれば、自分又はその直接の家族の生命、身体の安全に関する恐怖心を抱くのがもっともであると思われるような一連の行為を、特定の人に対し、意図的に継続すること、②相手が恐怖心を抱くのがもっともであるような状況に陥るであろうことを知っていたか知っていたはずであること、③その行為が相手に実際に恐怖心を抱かせたこと、^(注15) の3つを定めている。

2 イギリス

イギリスでは、1997年に、マスコミの命名した「ストーカー法」という通称で知られる「嫌がらせ(ハラスメント)保護法(Protection from Harassment Act 1997 (c.40))」が制定された。この法律により、他人に対して嫌がらせとなることを知っているか当然知っているはずの一連の行為を行うことが禁止され、このような行為を行う者には刑罰が科せられること、被害者は民事上の救済(差止命令、損害賠償)を求めることができることが定められた。

この法律では、ストーカーが新たな手段を考え出しても対応できるように、嫌がらせ行為の類型は特に定められていない。定義規定によれば、「嫌がらせ」には、人を驚愕させること又は苦悩を引き起こすことも含む。また、「一連の行為」は少なくとも2回以上の行為をいい、「行為」には話すことも含まれる。^(注16)

3 オランダ、ベルギー

オランダでは、2000年に刑法典にストーキングの犯罪構成要件が定められた。すなわち、刑法典第285b条として、「あることをするよう、しないよう若しくは甘受するよう強制し、又は恐怖に陥れることを意図して、不法に、組織的にかつ故意に、ある人の私的な生活領域を侵害する者」は処罰されることが定められた。「私的な生活領域」が刑法によって保護されるべき法益とされていることに特徴がある。^(注17)

隣国ベルギーでも、1998年に刑法典第442bis条として同様の規定が設けられた。^(注18) 「その行為によって相手の平安を著しく乱すことになる」と知りながら嫌がらせを行うことが要件とされている。

4 オーストリア

オーストリアでは、2006年、刑法典に第107a条として「執拗な追いかけ (beharrliche Verfolgung)」という新しい犯罪行為の構成要件が定められた。同条第1項によれば、このような犯罪には、1年以下の自由刑が科せられる。同条第2項によれば、ある人の生活を不当に侵害するのに適った方法により、相当の期間、継続して、①空間的に近くに行き、②遠隔通信の方法により、若しくはその他の通信手段の利用により、又は第三者を通じてその人に接触し、③その人の個人情報を用いて商品又はサービスを注文し、又は④その人の個人情報を用いて第三者にその人に接触させようとする者は、執拗な追いかけを行っていることになる。^(注19)

当初の改正草案では、ストーキングは、「生活の侵害」という結果犯として規定されていたが、意見聴取手続を経て議会に提出された法案では単なる行為犯として規定されることになった。これは、ストーキングの無価値 (Unwert) は、結果によってでなく、集中的な行為そのものによって表されるという意見に従ったものである。

が、他方で処罰の対象となる行為がむやみに拡大することを危惧する意見も考慮して、折から提出されていたドイツの連邦参議院提出法案（後述）も参考に、行為について被害者の生活を不当に侵害するに適うものに限定する規定となった。^(注20)

このように、オーストリア刑法典の規定は、ドイツでこのたび制定された「つきまとい処罰法」の規定と類似しており、両国間の影響関係が窺われる。^(注21)

IV 民事法による解決—暴力保護法の制定

1 暴力保護法制定の経緯

ドイツでは、2001年12月11日、「暴力行為及びつきまといの際の民事裁判上の保護を改善し、並びに別居の際の婚姻生活の住居の明渡しを容易にするための法律」の第1章として「暴力保護法」が制定され、2002年1月1日から施行された。これがドイツにおける最初のストーカー対策立法である。

「女性に対する暴力」の問題は、1975年の国際婦人年を契機に、ドイツでも注目を集めるようになり、1976年には、ドメスティック・バイオレンスから女性を保護するための施設である「女性の家(Frauenhaus)」が、連邦政府とベルリン州政府の共同のモデル・プロジェクトとしてベルリンに初めて開設された。その後、全国各地に「女性の家」が開設され、政府及び民間に、女性に対する暴力をめぐる問題と対策についての経験が蓄積されていった。^(注22)

1998年10月に16年ぶりに政権を奪還した社会民主党と90年同盟・緑の党の連立政府は、この問題を重視し、1999年12月に、「女性に対する暴力の撲滅のための連邦政府のアクションプラン」^(注23)を策定した。これは、「女性に対する暴力」対策の初めての包括的な構想である。暴力保護法の制定は、アクションプランの6大分野のうち「法」の分野の重点事項に掲げられた。^(注24)

暴力保護法は、基本的には、ドメスティック・バイオレンスからの保護、特に被害者の住居の確保を目的とする法律として立案された。法案の起草の際には、1997年5月1日に施行されたオーストリアの「暴力保護法」が参考にされた。この法律は、「加害者は出て行き、被害者は残る」という原則を体现したと言われ、ドメスティック・バイオレンス防止のために加害者への「住居退去命令」を活用するものである。ドイツの暴力保護法も、この影響を受けて、被害者のためにそれまでの住居を確保することが主眼とされたのである。^(注25)

暴力保護法の最初の連邦法務省担当官案は、2000年初めに起草され、同年3月に州政府及び関係団体に送付されたが、ストーキングに関する規定はこの案には含まれていなかった。しかし、前述のように、週刊誌『シュピーゲル』2000年2月21日号の「殺人にいたる心理テロ」という記事をきっかけに、ストーキングがマスコミの注目を集め、当時のヘルタ・ドイプラー＝グメリン(Herta Däubler-Gmelin)連邦法相が、暴力保護法にストーキングに関する規定を設けることを指示したと言われる。こうして、ストーキングに関する規定を加えた第2次連邦法務省担当官案が起草されることとなった。^(注26)

2000年12月13日に閣議決定され、2001年3月5日に連邦議会に提出された連邦政府の法案の提案理由書では、「たえず追いかけて、つきまといというような、不当な嫌がらせとなって現れる私的領域への相当な侵入」をストーキングと名づけ、これに対して立法措置を取る必要があると説明している。^(注27)^(注28)

ただし、ドイプラー＝グメリン連邦法相は、ストーキングそのものを刑罰行為として定めることについては否定的であった。もしそのような立法を行えば、被害者が主観的に感じ取った嫌がらせや脅迫を、加害者の意図として客観的に証明しなければならないため、ストーキ

ングの立証が困難になるというのである。他方、個別具体的な行為を禁止する裁判所の命令に対する違反を証明することは容易であるとして、同連邦法相は、暴力保護法の枠組みでストーキング対策を行うメリットを強調していた。^(注29) ストーキングに対しても、ドメスティック・バイオレンスと同様に、裁判所の保護命令を求めることができ、保護命令に対する違反は処罰されるという二段構えの救済措置がとられることとなった。

こうして、暴力保護法は、ドメスティック・バイオレンスからの保護に加えて、ストーキングからの保護も対象とすることとなった。これは、「ストーキングはドメスティック・バイオレンスの典型的な行為類型」^(注30) であると言われるように、ストーキングの被害者は圧倒的に女性であり、知り合い・関係者の間でのストーキング、特に別れたパートナー（妻）に復縁を迫るタイプの行為が多いという実態に即したものであった。

2 暴力保護法の概要

^(注31) 暴力保護法は、以下の4条から成る。

第1条 暴力行為及びつきまといからの保護のための裁判所の措置

暴力行為があった場合、被害者からの申立てがあれば、裁判所は必要な措置を取らなければならないことを定める。裁判所は、加害者に対し、被害者の住居等への立入り・接近、被害者への連絡、被害者との遭遇を引き起こすことの禁止を命じることができる。生命、身体等を侵害するとして脅迫した場合、被害者の意思に反してその住居に不法侵入したり、繰り返しつきまとい又は遠隔通信を用いて苦しめた場合も同様とする。

第2条 住居の明渡し

被害者が加害者と継続的な共同の世帯を営んでいた場合には、被害者は、加害者に対し、共

同で使用していた住居の明渡しを要求することができる。

第3条 適用領域、競合

被害者が親の配慮（elterliche Sorge）等を受けている場合の適用法規、被害者のその他の請求権について定める。

第4条 刑罰規定

裁判所の命令に違反する者は、1年以下の自由刑又は罰金刑に処せられることを定める。

3 暴力保護法に対する評価

ストーキング対策という観点から見ると、暴力保護法において、裁判所の保護命令を求めることができるのは、被害者の意思表示に反して、①繰り返しつきまとう、②遠隔通信手段（電話や電子メールなど）により不当な嫌がらせをする、という2つの行為を行った場合に限定されている。また、制裁措置は、裁判所の禁止命令に違反した場合の、最高1年の自由刑又は罰金刑である。

暴力保護法については、連邦法務省の委託を受けたバンベルク大学家族研究所によって、施行10か月後から、同法の実施状況評価が開始された。その基礎となったのは、同法の実施に携わる専門家（裁判官、弁護士、相談機関のスタッフ、青少年局職員、「女性の家」のスタッフ、警察官、検察官など）に対するアンケート、同法に関わる裁判記録の分析、当事者（被害者、被告、加害者支援活動のスタッフ）に対するアンケートの3種類の調査である。

^(注32) 2005年8月に公表された最終報告書によれば、暴力保護法の制定は、専門家たちにはストーキング被害者の保護の改善に向けての第一歩と評価されたものの、ドメスティック・バイオレンスの場合よりも不満は大きかった。特に、ストーキングの被害者も保護を受けられることが知られていないことと、ストーキングを証明すること（つきまといの証明、明確な意思表示の

証明) が難しいことが指摘された。被害者と検察官からは、被害者保護を更に改善するための措置として、ストーキングを独立の犯罪行為としてその構成要件を刑法典に定めることを求める意見が出された。

V 刑事法による解決一つきまとい処罰法の制定

1 被害者保護のための法規制の問題点

暴力保護法の制定以降の法規制の状況とこれに対する批判は、次のとおりである。

<刑法典>

刑法典にはストーキングを明示的に禁止する規定が存在しない。もちろん、ストーキングのうちでも、個々の暴力的な行為は、刑法典に定める犯罪構成要件に該当することを理由に刑事告発が可能である。具体的には、第223条(傷害)、第240条(強要)、第241条(脅迫)、また場合によっては、第123条(住居侵入)、第185条(侮辱)等の適用が考えられる。しかし、個々の行為がこれらの犯罪に該当しなければ、刑事訴追を求めることはできなかった。

暴力保護法の実施状況評価に参加したアンヤ・グローザ(Anja Grosa)助手のまとめによれば、個々の行為に対する処罰では不十分であるとして、多様な行為から成るストーキング全体に対する刑罰を求める声も強かった。

<民法典>

民法典第1004条(除去・停止請求権)を拡大的に解釈することにより、ストーキングについても、権利を侵害する行為として、相手にこれを止めさせる仮処分を裁判所に求めることができる。しかしこの場合、処分の請求理由を疎明するだけでよいとはいえ、基本的には被害者に証明義務がある。また、被害者は、手続の費用を負担するリスクも負わなければならない。さらに、裁判所の命令は、被害者が裁判所執行官を通じて加害者に送達しなければならない。こ

れは、時間がかかる、ストーカーの氏名がわからないときは送達できない、などの難点がある。^(注34)

より根本的な問題は、ストーカーによる個々の非暴力的な行為の多くは、それ自体としては、そのような権利侵害行為と認められない可能性が高いことである。

<暴力保護法>

暴力保護法の施行以降、保護を求める被害者には、従来のような、上記の犯罪を理由とする刑事告発、権利侵害行為に対する停止命令の請求に加えて、新たに、以下の方法による保護が可能となった。

●裁判所に対する保護措置を求める申立て(同法第1条)。

●加害者が裁判所の命令に従わない場合、命令違反に対する刑事告発(同法第4条)。

しかし、グローザ助手のまとめによれば、第1条については、掲げられている保護措置のリストが最終的なものでないこと、裁判所の命令が期限付きとされていること、裁判官の判断による以上、裁判所の対応にばらつきが生じること、民事裁判所への申立ては被害者に負担を課すものである上、場合によっては加害者の行為をエスカレートさせるおそれがあることが問題点として指摘されていた。

また、第4条については、まず民事裁判所の援助を求めるよう被害者が「強制」されること、執拗なストーカーにその行為を止めさせるには刑罰が軽すぎることが批判されていた。

そのほか、精神病者が加害者である場合のストーカー対策として、精神病者の予防収容のための州法が機能しない場合が多いこと、刑法典第61条以下(改善及び保安の処分)の規定が適用されることは非常に稀であることが批判されていた。

基本的に、暴力保護法による解決には限界がある。暴力保護法においても、被害者が裁判所に申立てを行い、証明し、命令を送達し、手続

費用を負担する義務を負わされていることには変わりがないとの批判もある。^(注35)確かに、既にストーキングによる心身の負担を負っている被害者に、こうしたことを求めることは酷であろう。

暴力保護法の施行後も、諸外国の立法例に倣ってストーカー行為そのものを犯罪行為として定めることを求める声は消えなかった。

2 つきまとい処罰法制定の経緯

(1) 有識者による初期の提案

ストーキング被害者保護のための刑法改正を最初に提案したのは、ペヒシュテット弁護士である。同弁護士は、1999年に発表した論文（前述）で、「不安を覚えさせること」という犯罪構成要件を創設する構想を明らかにした。その内容は以下のとおりである。^(注36)

●「不安を覚えさせること」という犯罪構成要件を設ける。

「他の者若しくは第三者の内的平安を乱し、又はこれらの者に不安を覚えさせることに向けられた行為を継続的に行う者は、**の刑に処する。」

この構成要件については、イギリスの嫌がらせ保護法の「苦悩 (distress)」という概念とベルギーの刑法典の「平安 (tranquillité)」という概念を結合したものと言われる。しかし、「内的平安を乱す」とか「不安を覚えさせる」という概念はあまりにも漠然としており、憲法上の「確定性 (明確性) の原則」(罪刑法定主義)の要請を満たさないとして、この提案は退けられた。^(注37)

2001年に暴力保護法の制定により民事法による解決が図られた後も、2002年には、アメリカの州法に倣った反ストーキング法の制定を求める論文、また、2003年には、民事命令に対する違反に対して刑事罰を科するという暴力保護法独特の解決法を批判し、刑法による解決案を示すフランク・マイヤー (Frank Meyer) 博士の論文が発表された。同博士の案は、次のとおり^(注38)

である。

●ストーキングの処罰規定を設ける。

「他の人を、その明確に又は裏付けを伴って表示された意思に反して、次の各号に掲げる行為を行うことによって継続的に追いかけた者は、**の刑に処する。

- 1 その者の身体的近くに行くこと。
- 2 遠隔通信手段を用いてその者に接触しようとする事。
- 3 その者、その者の家族又はその他の近い者を脅迫すること。
- 4 その者の所有物又は占有物を侵害すること。
- 5 類似の侵害を行うこと。

ただし、第1号から第5号までに掲げる行為の一につき3回以上行った場合に限る。」

(2) 州政府による立法の提案 (第15議会期)

シュレーダー政権下の第15議会期(2002～2005年)には、被害者保護の実務にあたる各州の政府からもストーキング対策の強化を求める声が高まった。

ヘッセン州及びバイエルン州からは、刑法典に新しい犯罪構成要件を設ける立法の提案が出された。ヘッセン州の提案は「第241a条 不当なつきまとい又は追いかけ」を、バイエルン州の提案は「第238条 重大な嫌がらせ」を設けるというものである。これに対し、ラインラント・プファルツ州は、犯罪構成要件の新設でなく、暴力保護法の改正を求めた。^(注40)

ヘッセン州の提案は、連邦参議院(州政府の代表で構成)に提出され、これをもとに連邦参議院提出法案が起草されることとなったので、詳しく見ることにしたい。

<ヘッセン州の法案>

2004年7月5日、ヘッセン州政府は、連邦参議院に「刑法改正法案(ストーキング対策法)」

を連邦議会に提出することを求める立法動議^(注41)を提出した。この動議の法案の要点は、次のとおりである。

●刑法典各則「第18章 人身の自由に対する犯罪行為」の第241条（脅迫）の次に、「第241a条 不当なつきまとい又は追いかけ」を創設する。

処罰の対象となるのは、「権限なく、相手の明確に又は裏づけを伴って表示された意思に反して、次の行為によって相手につきまとい、又は追いかけ、そのことによって相手自身、近親者又は相手に近いその他の者の生命・身体・自由・名誉・財産その他の法益に対する現実の危険についての根拠のあるおそれを呼び起こす者」である。

具体的行為としては、①身体の接近を求めること、②遠隔その他の通信手段を用いて接触しようとする、③相手自身、近親者又は相手に近いその他の者を脅迫すること、④類似の侵害を行うことの4つが列挙されている。

違反に対しては1年以下の自由刑又は罰金刑、民事法上の保護命令に同時に違反するなど特に重大な場合には、2年以下の自由刑又は罰金刑に処する。

なお、重大な公益のために訴追当局が職権で介入しない限り、本人の申立てによってのみ訴追される親告罪とする。

この立法動議は、2004年7月9日の連邦参議院の第802回会議で、法務委員会を主査として3委員会に付託することが決定された。この時点では、ブリギッテ・ツィプリース（Brigitte Zypries）連邦法相は、州からの立法の提案について連邦法務省として検討することを約束する一方で、ストーキングの被害者は現行法によっても保護されているとの考えを示し、法改正には否定的であった。^(注43)

＜連邦参議院委員会勧告の法案＞

およそ8か月後の2005年3月4日、「ストーキング対策法案」の連邦議会への提出を求める3委員会合同の勧告^(注44)が連邦参議院に提出された。この間、ヘッセン州を座長とする州横断的な作業グループが設置され、幅広いコンセンサスを得られるような法案がまとめられたという。^(注45)法案の内容は、刑法典各則第18章において、第239条（自由の剥奪）の前に第238条（重大な嫌がらせ）を創設するものに修正されるなど、当初のヘッセン州の法案はかなり修正された。法案の要点は、次のとおりである。

●刑法典各則第18章の第239条（自由の剥奪）の前に、「第238条 重大な嫌がらせ」を創設する。

処罰の対象となるのは、「権限なく、かつ、相手の生活形成を相当に侵害するのに適った方法により、継続的に次の行為を行うことによって、相手に執拗な嫌がらせをする者」である。

具体的行為としては、①相手に身体的につきまとい、又は通信手段を用いて相手を追いかけること、②相手自身、その近親者又は相手に近いその他の者に対して甚大な害悪を加えると脅迫すること、③同様に重大なその他の行為を行うことの3つが列挙されている。

違反に対しては3年以下の自由刑又は罰金刑、死亡や重大な健康被害の危険をもたらした場合には10年以下の自由刑に処する。

●刑事訴訟法を改正し、死亡を引き起こし又は死亡若しくは重大な健康被害の危険をもたらした場合には、ストーカーの予防勾留を可能とする。

このように全体として、被害者保護を強化する方向で、ヘッセン州案は修正されている。例えば、この法案では、ストーキング犯罪の成立の要件としては、生活侵害をもたらすのに適っ

た方法で行えば十分であり、実際に生活が侵害される結果は要求されないこととなった。また、「同様に重大な行為」という極めて幅広い概念の行為類型が導入された。さらに、危険なストーカー対策として、最高10年までの自由刑を科することが可能となった他、予防的な勾留（いわゆるエスカレート予防勾留）の対象とする規定も盛り込まれた。このエスカレート予防勾留の規定は、キリスト教民主同盟・社会同盟が法改正のポイントとして特に重視した事項である。^(注46)

2005年3月18日の連邦参議院第809回会議で、委員会の勧告した「ストーキング対策法案」の連邦議会への提出について審議が行われた。ラインラント・プファルツ州は、この法案では不明確な法概念が多用されており、憲法上の「確定性（明確性）の原則」の要請を満たしていないとして、これに反対した。また、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州からは、エスカレート予防勾留の規定を含まない法案の提出を求める動議^(注47)が提出された。

この会議に出席した連邦法務省のアルフレート・ハルテンバッハ（Alfred Hartenbach）政務次官も同様に、不明確な法概念の多用のゆえに違憲の疑いを拭いきれないとの意見を述べた。特に、「同様に重大な行為」という概括規定について、法案の理由部分で「『ストーカー』によって実行されるテロは法的に限定してしまうことができないことを考慮して」ストーキングの一つとしてこれを設けたと提案者自身が説明していることを指摘し、その無限定性を批判した。また、エスカレート予防勾留の規定についても、違憲の疑念を表明した。同次官は、ストーキング対策として、刑事訴追手続の実務の改善を主張する一方で、連邦法務省からも近く、憲法上の疑義のない刑法改正法案を提示することを予告した。

このように連邦参議院においては、反対があったものの、委員会で修正された文言の法案

を連邦議会に提出することが挙手多数で可決された。^(注48)

＜連邦参議院法案の連邦議会への提出＞

2005年4月27日、連邦参議院の「ストーキング対策法案」^(注49)が連邦議会に提出され、6月2日に連邦議会で第一読会が行われた。この時点でストーキングを刑法で処罰できるようにすることについては合意が成立していたと見られるが、その規定の仕方については、各党間、また連邦参議院と連邦政府の間で意見が対立していた。

この連邦議会の審議では、連立与党の90年同盟・緑の党のイルミンガルト・シェーヴェ＝ゲリク（Irmgard Schewe-Gerick）議員が、①不明確な法的概念が多数含まれていること、②「被害者を騙っての広告や商品・サービスの注文」がストーキングの行為類型に挙げられていないこと、③エスカレート予防勾留の規定が置かれていることを批判した。また、連邦法務省のハルテンバッハ政務次官は、州の政治家たちの政治的成績証明書としては役に立つかもしれないが、被害者には何の助けにもならない、とこの法案を酷評した。^(注50)

同法案は、同日、法務委員会ほかに付託された。

＜連邦政府法案の提出＞

連邦政府は、2005年8月10日、連邦参議院法案への対案として、「執拗なつきまといの可罰性のための法案」^(注51)を閣議決定した。連邦政府案は、刑法典各則第18章の「第241a条 政治的嫌疑をかけること」の次に、「第241b条 つきまとい」という条を新設し、最高3年の自由刑を科するものである。ストーキングの行為類型については限定列举し、概括条項を設けていない。また、エスカレート予防勾留の規定は含まない。

連邦政府が刑法典改正に否定的な当初の態度

を改め、独自法案の提出に転じた背景には、前述のとおり、暴力保護法の実施状況評価の報告書が提出され、その巻末に特に付された章で、^(注52)展望として刑法典改正の必要が唱えられたこともあると思われる。

同法案は、同年8月12日に連邦参議院に送付された。9月23日には、連邦参議院で審査が行われ、同法案に対する連邦参議院の意見が決定された。連邦参議院の会議では、ヘッセン州から、「連邦政府がようやく刑法改正の必要性を認識したことは喜ばしいが、遅すぎる」と苦言が呈され、法案の内容については、連邦参議院案よりも被害者保護が相当縮小していること、重大な被害をもたらした場合の刑罰の加重規定がないこと、エスカレート予防勾留の規定がないことなどが批判された。^(注53)

しかし、連邦議会議員選挙を前倒して実施するために連邦議会には既に7月21日に解散されており、いずれの法案も成立しないまま、第15議会期は終了した。

(3) 州政府と連邦政府の妥協案の成立（第16議会期）

<連立協定>

2005年9月の連邦議会議員選挙の結果を受けて、キリスト教民主同盟・社会同盟と社会民主党による大連立政権が成立することとなった。

3党の連立協定書^(注54)の第8章「市民のための安全」には、前連邦政府（社会民主党と90年同盟・緑の党の連立政府）の方針を受け継ぎ、「被害者の生活を決定的に侵害する執拗なつきまとい（ストーキング）」を独立の犯罪構成要件として定め処罰可能とすることが明記された。

<妥協案の成立>

2006年2月8日、連邦政府は、「執拗なつきまといの可罰性のための法（刑法改正法）案」^(注55)を連邦議会に提出した。他方で、連邦参議院は、

2月10日、前議会期に提出した法案と同一内容の「ストーキング対策法案」^(注56)を連邦議会に提出することを議決した。^(注57)連邦参議院の法案は、2月23日に連邦議会に提出された。

こうして連邦議会には2つの異なる法案が提出された状態となった。連邦議会と連邦参議院の代表から成る作業グループにおいて調整が行われ、連邦議会で2法案の第一読会が予定されていた2006年5月11日に、ようやく妥協案が成立した。^(注58)妥協案は、連邦法務省のプレスリリース^(注59)として公表され、当日、審議のわずか2時間前に議員にも配布された。^(注60)

妥協案の概要は、以下のとおりである。

●刑法典各則第18章の第239条（自由の剥奪）の前に、「第238条 重大な嫌がらせ」を創設する。

処罰の対象となるのは、「執拗に次の行為を行うことによって、権限なく相手に嫌がらせを行い、かつ、そのことによって相手の生活形成を重大に侵害する者」である。

具体的行為としては、①相手の空間的近くに行くこと、②遠隔通信その他の通信手段を用いて、又は第三者を介して相手に接触しようとする、③相手の個人情報を利用不正利用して相手に成りかわって商品・サービスの注文を行い、又は第三者に相手に接触させようとする、④相手自身又は相手に近い者の生命、身体の完全性、健康又は自由を侵害するとして脅迫すること、⑤これに相当するその他の行為を行うことの5つが列挙されている。

違反に対しては3年以下の自由刑又は罰金刑、死亡や重大な健康被害の危険をもたらした場合には10年以下の自由刑を科することを定めるとしている。

●刑事訴訟法を改正して、再犯の危険がある場合には予防的に勾留できるようにする。

3 法案の比較対照表

	連邦参議院案	連邦政府案	妥協案
犯罪行為の名称	重大な嫌がらせ (第238条)	つきまとい (第241b 条)	重大な嫌がらせ (第238条)
権限の有無	「権限なく」	「権限なく」	「権限なく」
頻度	「継続して」「執拗に」	「執拗に」	「執拗に」
生活形成の侵害	「相当に侵害するのに適った方法により」	「重大かつ <u>不当に</u> 侵害した」	「重大に侵害した」
行為の種類	①身体的接近、通信による接触、②本人・近しい者に対する危害の脅迫	①空間的接近、②通信による接触、③不正注文・広告、④本人・近しい者に対する危害の脅迫	①空間的接近、②通信による接触、③不正注文・広告、④本人・近しい者に対する危害の脅迫
行為類型に関する概括規定	「同様に重大なその他の行為」	(規定なし)	「これに相当するその他の行為」
刑罰 (基本)	3年以下の自由刑	3年以下の自由刑	3年以下の自由刑
刑罰の加重 (犯情の重い場合)	10年以下の自由刑	(規定なし)	10年以下の自由刑
エスカレート予防勾留	(規定あり)	(規定なし)	(規定あり)
私人訴追	(規定あり)	(規定あり)	(不明)
訴訟参加	(規定あり)	(規定あり)	(不明)

連邦参議院案、連邦政府案、妥協案の3案を比較すると、上記の表のようになる。

このように、妥協案では主要な部分について連邦参議院案の規定が採用され、連邦参議院案に大幅に歩み寄った内容となった。しかし、生活形成の侵害については、連邦参議院案の侵害の方法の性質に関する要件(「生活形成を相当に侵害するのに適った方法により」)では十分でなく、政府案の侵害の結果に関する要件(実際に「侵害した」)が採用されるなど、若干、被害者側に厳しくなっている。ただし、連邦政府案にあった、侵害の程度にかかる「不当に」という、被害者側により厳しい要件は採用されなかった。

なお、プレス自由との関係については、ジャーナリストがプレス法で認められた自由の枠内で行動している限り、その取材活動がストーキングとして訴追されるおそれはなく、特別な除外規定を設ける必要はないと説明されて^(注61)いる。

<法務委員会公聴会>

2006年10月18日午後、両法案を付託された法務委員会の公聴会が約2時間半にわたって開催され、9人の専門家が意見を陳述した。^(注62)

ドイツ女性法律家連盟(DJB)「女性と子どもに対する暴力」委員会の委員長であるダグマー・フロイデンベルク(Dagmar Freudenberg)検事は、外国に倣って新しい犯罪構成要件を創設することには反対であると述べ、暴力保護法の改正による被害者保護の強化を主張した。

被害者支援組織であるマインツ介入機関のミハエレ・ガーベル(Michael Gabel)氏は、妥協案を、包括的な被害者保護に向けての重要なシグナルであり正しい一歩であると評価し、エスカレート予防勾留という手段も重要だと考えたと述べた。ストーキングを犯罪構成要件とすることは、ストーキング問題に「パラダイム転換」をもたらすと評価した。

同じくベルリン家庭内暴力介入センター(BIG)のドロテア・ヘヒト(Dorothea Hecht)

氏は、犯人に関心を向ける刑法よりも、民事法による解決の方が、より柔軟で迅速で効果的であるとの考え方に基づいて暴力保護法が制定されたことを認めつつも、被害者保護が十分でない領域、つまり民事法という手段では制圧できない行為者と行為が存在するとして、刑法による解決を支持した。

バイロイト検察局長のトーマス・ヤノフスキー (Thomas Janovsky) 主任上級検事は、ストーキングという犯罪構成要件が設けられることは、司法と警察が被害者保護のために活動するための重要な手段を与えるものであると評価した。

テュービンゲン大学のクリスティアン・キュール (Kristian Kühn) 教授 (刑法・刑事訴訟法・法哲学) は、ストーキングが刑事罰に値すること、刑事罰が必要であることを認めた上で、個々の構成要件について意見を述べた。特に、新設する条の見出しについて、妥協案の「嫌がらせ (Belästigung)」(悩ませること) では意味が広すぎ、ストーキングのドイツ語訳としてはむしろ「つきまとい (Nachstellung)」が適当であると述べた。

連邦通常裁判所のアルミン・ナック (Armin Nack) 裁判長は、刑事罰の規定が必要であるとの考えを示した上で、「つきまといのケース」と「エスカレートしたケース」のそれぞれを適切にカバーできるような規定の修正案を示した。

ドイツジャーナリスト連盟 (DJV) のベンノ・H.ペッペルマン (Benno H. Pöppelmann) 法律顧問は、メディア (新聞と放送) に関わる企業と団体の共通の立場を代表して意見を陳述した。その意見によれば、いずれの法案も、その適用領域が無限定であるため、ジャーナリストの行う調査も含まれるおそれがあり、基本法第5条によって保障されている放送と出版の自由に触れる。法案で提案されている「権限なく」や「不当に」という文言によって構成要件を修

正するとしても、これらはそもそも不明確な概念なので、犯罪となりうる行為の範囲を明確に示すには至らない。

同法律顧問は、「ジャーナリストが自らの職業活動を行っている場合は、特に、この規定にいう権限なく行動するには当たらない」ことを定める項、又は侮辱罪についての適用除外を定める「第193条 (正当な利益の擁護) の規定を準用する」ことを定める項を構成要件に加えることを提案した。

フリージャーナリストのズザンネ・シューマッハー (Susanne Schumacher) 氏は、重大なストーキングが犯罪構成要件として定められることを歓迎すると述べた。

冒頭で紹介したストーキングの実態調査を行ったダルムシュタット工科大心理学研究所教授のフォス博士は、ストーキングの犯罪構成要件を設けることは被害者保護の改善につながると同時に、威嚇的な効果があり、犯罪予防に資するとして今回の立法を評価した。

<法務委員会による修正>

2006年11月29日、法務委員会は、連邦政府案を修正して可決するよう求める議決勧告・報告書^(注63)を提出した。委員会報告の法案は、基本的には5月11日の妥協案と同じ内容であるが、委員会審査の段階で若干の修正が行われた。主な修正点は、以下のとおりである。

●犯罪の名称は、「重大な嫌がらせ」でなく、「つきまとい」とする。

この見出しの変更には、公聴会でのキュール博士の発言が影響した可能性がある。11月30日の本会議では、「ストーキング」という名称を採用しないことについて、ドイツの法典ではドイツの概念を用いたいと説明されているが、なぜ「重大な嫌がらせ」でなく「つきまとい」としたかについて特に説明はない。

第241b条でなく第238条とするのは、妥協案

のとおりであるが、委員会報告書では、ストーキングは、その重大さの度合いにおいて第239条（自由の剥奪）に劣るものでなく、またストーカーの行為の結果が自由な移動を妨げることも稀でないことを、同条の直後に置くことの根拠として挙げている。^(注65)

＜議会通過と公布・施行＞

2006年11月30日、連邦議会本会議は、委員会の勧告にしたがって連邦政府案を修正して可決した。連邦参議院案は否決された。また、90年同盟・緑の党から、①行為類型に関する概括規定を削除する、②ジャーナリストの利益を考慮して、犯罪構成要件に「不当に」を加える、③エスカレート予防勾留の規定を削除する（以上3点は連邦政府案の復活である）、さらに、④私人訴追を認める規定を削除することを求める修正動議^(注66)が提出されていたが、これも否決された。^(注67)

2007年2月16日には、連邦参議院が、両院協議会の開催を求めないことを確認した。^(注68) こうしてこの法律は、同年2月22日に大統領の署名を得て、3月30日に公布され、翌3月31日から施行された。^(注69)

VI つきまとい処罰法の概要

つきまとい処罰法の実質的規定は、刑法典の改正及び刑事訴訟法の改正である。

1 刑法典の改正（第1条）

(1) 「つきまとい」という犯罪構成要件の創設（第238条）

「つきまとい」を犯罪構成要件として定める条を刑法典各則第18章に追加する。

すなわち、執拗な以下の行為によって権限なく相手につきまとい、そのことによって相手の生活形成を重大に侵害する者は、3年以下の自由刑又は罰金刑に処せられる。

①相手の空間的近くに行くこと。

②電気通信その他の通信手段を用いて、又は第三者を介して接触しようとする事。

③相手の個人情報を不正利用して相手に成りかわり商品若しくはサービスの注文を行い、又は第三者に相手に接触させようとする事。

④相手自身又は相手に近い者の生命、身体の完全性、健康又は自由を侵害するとして脅迫すること。

⑤これに相当するその他の行為を行うこと。

ここでは、行為類型に関する概括規定（⑤）が置かれていること、また、「相手の生活形成を重大に侵害する」ことが要件とされる結果犯として構成されていることを確認しておく必要がある。

(2) 刑罰規定（犯情の重い場合の刑罰の加重）

被害者又はその近い者を死に至らしめた場合には、最高10年の自由刑に処せられる。

(3) 相対的（限定付き）親告罪

原則として刑事訴追が開始されるためには告訴が必要とされる。ただし、刑事訴追当局が特別な公益があると判断する場合には、職権による訴追が認められる。

2 刑事訴訟法の改正（第2条）

(1) エスカレート予防勾留の可能性（第112a条の改正）

第112a条による勾留が認められる犯罪に、悪質な「つきまとい」を追加することにより、行為を繰り返したりエスカレートさせるおそれのある危険なストーカーの勾留を可能にする。

(2) 私人訴追の可能性（第374条の改正）

ドイツには、一定の軽微な犯罪については、公訴が提起されるか否かにかかわらず、被害

者が訴追することができる私人訴追制度がある。この制度においては、原則として、被害者と加害者の間でまず和解を試みなければならず、被害者による訴追は、この和解が不成功に終わったことを前提とする。

ストーキング犯罪についても、私人訴追を可能とするが、ただし、この前提条件を外し、和解の試みを要件としないこととした。ストーキング犯罪の場合、一般的に、被害者は加害者と直接対決することを望まないことを考慮した規定である。

(3) 訴訟参加の可能性（第395条の改正）

公訴が提起された場合、被害者等が「訴訟参加人」としてこれに参加することができる犯罪の一つとして「つきまとい」を加えることにより、ストーカー犯罪の被害者に訴訟参加の道を開く。

おわりに

つきまとい処罰法に対する批判は、制定に至る過程の議論において詳しく見てきたとおりである。

法律の専門家、刑法学者からは、根本的な批判がなされている。どのような行為が禁止されているのかを読み取れない曖昧な犯罪構成要件を刑法典に設けることは、基本法第103条第2項及び刑法典第1条の「確定性（明確性）の原則」に反するおそれがあるという批判である。

これに対し、被害者保護の実際に携わる支援団体、警察、司法の関係者には、今回の立法を支持する声が多い。

政治的な図式を見ると、左派の90年同盟・緑の党がストーキングに対する刑事罰の強化に強く反対したのに対し、右派のキリスト教民主同盟・社会同盟が被害者保護を重視する立場から刑罰強化を主張するという配置となっている。

ドイツの刑事立法の最近の傾向として、不明

確な構成要件を持つ刑罰法規が増えていることや、処罰の範囲が拡大し重罰化していることが指摘されている。^(注71) ストーキングという犯罪構成要件の創設は、単なる「象徴的刑法」や「刑法積極主義」^(注72)などと酷評されているが、刑法における被害者保護の視点の強化の要請から生じたこのような一般的な傾向に沿ったものと理解することができるであろう。^(注74)

注

* インターネット情報はすべて2007年6月13日現在である。

(1) 戸田典子「ドメスティック・バイオレンスからの保護—ドイツの新法案」『外国の立法』No.209, 2001.6, pp.58-67.

(2) 連邦議会法務委員会公聴会でのミヒャエレ・ガベル (Michaela Gabel) 公述人の発言。Deutscher Bundestag, 16. Wahlperiode, Rechtsausschuss, *Protokoll der 30. Sitzung am 18. Oktober 2006* (Protokoll Nr.30), S.6.

<http://www.bundestag.de/ausschuesse/a06/anhoeungen/06_Stalking/05_Prot.pdf>

(3) Volkmar v. Pechstaedt, *Stalking. Strafbarkeit nach deutschen und englischen Recht*, 1999. (未確認)。

(4) “Psychoterror bis zum Mord (殺人にいたる心理テロ)”, *Der Spiegel*, 8/2000, 21.02.2007.

(5) 連邦法務省平等局のシルヴィア・シューマッハー (Silvia Schumacher) 博士の発言による。MA57-Frauenförderung und Koordinierung von Frauenangelegenheiten der Stadt Wien (Hrsg.), *Forschungsbericht Psychoterror. Ausmaß, Formen, Auswirkungen auf die Opfer und die gesetzlichen Grundlagen. Ein internationaler Vergleich*, 2003, S.55.

<<https://www.wien.gv.at/ma57/notruf/pdf/forschungsbericht-psychoterror.pdf>>

これは、クリスタ・ペリカン (Christa Perikan) 博

- 士がウィーン市女性局の委託を受けて行った研究の報告書である。この研究結果は、2003年11月20日にウィーンで開かれた国際会議「『おまえは逃げられない』—心理テロ—形態・影響・法的可能性」で同博士によって発表された。
- (6) 2つの調査はいずれも、犯罪被害者支援団体である「白い環 (Der Weiße Ring)」の助成を受けて実施された。同団体について詳しくは、滝本幸一・橋本三保子「ドイツにおける被害者保護施策及び被害者救済活動の現状 (諸外国における犯罪被害者施策に関する研究)」『法務総合研究所研究部報告』9号, 2000, pp.135-139を参照。
- (7) Referat Öffentlichkeitsarbeit, “Ergebnisse der ersten epidemiologischen Studie zu Stalking in Deutschland : Stalking stellt ein häufiges und ernstzunehmendes Problem dar”, Zentralinstitut für Seelische Gesundheit, 12. Juli 2004.
 < http://www.zi-mannheim.de/fileadmin/user_upload/pdfdateien/allgemein/Stalking_Studie.pdf >
 なお、英語文献として以下がある。
 Herald Dressing, Christine Kuehner and Peter Gass, “Lifetime prevalence und impact of stalking in a European population : Epidemiological data from a middle-sized German city”, *British Journal of Psychiatry*, 187, 2005.8, pp.168-172.
- (8) “Stalking-Studie der TU Darmstadt. Ergebnisse der vom WEISSEN RING unterstützten Stalking-Studie”.
 < http://www.weisser-ring.de/bundesgeschaeftsstelle/aktuell/meldungen/stalking_studie_der_tu_darmstadt/index.php >
- (9) 連邦政府の『第2次定期保安報告書』での評価。
 Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 16/3030 (Unterichtung durch die Bundesregierung, Zweiter Periodischer Sicherheitsbericht), S.128参照。
 < <http://dip.bundestag.de/btd/16/030/1603030.pdf> >
- (10) Frank Meyer, “Strafbarkeit und Strafwürdigkeit von “Stalking” im deutschen Recht”, *Zeitschrift für die gesamte Strafrechtswissenschaft*, 115, 2003, S.253など。
- (11) *ibid.*, S.255など。
- (12) 諸外国の立法状況は、MA57-Frauenförderung und Koordinierung von Frauenangelegenheiten der Stadt Wien (Hrsg.), *op.cit.* (5), SS.31-57に詳しい。
- (13) 中川正浩「いわゆる『ストーカー問題』管見—英米における『ストーキング防止法』の概要について—」『警察政策研究』vol.2, 1998, pp.108-135。
- (14) MA57-Frauenförderung und Koordinierung von Frauenangelegenheiten der Stadt Wien (Hrsg.), *op.cit.* (5), S.35。
- (15) 中川 前掲注(13), p.122。
- (16) 同上, p.115, 118; 齋藤憲司「「ストーカー法」の制定—1997年ハラスメント防止法— (海外法律情報 イギリス)」『ジュリスト』No.1114, 1997.6.15, p.105。
- (17) “Wet van 27 juni 2000 tot wijziging van het Wetboek van Strafrecht en het Wetboek van Strafvordering (strafbaarstelling van belaging)”, *Staatsblad van het Koninkrijk der Nederlanden*, Jaargang 2000, p.282。
 < <http://www.overheid.nl/op/> >
- (18) “30 Oktober 1998, Wet die een artikel 442bis in het strafwetboek invoegt met het oog op de strafbaarstelling van de belaging”, *Belgisch Staatsblad*, p.40074, 17.12.1998。
 < <http://www.ejustice.just.fgov.be/cgi/article.pl> >
- (19) “Strafrechtsänderungsgesetz 2006”, *Bundesgesetzblatt für die Republik Österreich*, Teil I, Jg. 2006, Ausgegeben am 8. Mai 2006。
 < <http://ris1.bka.gv.at/authentic/index.aspx?page=doc&docnr=2> >
- (20) “1316 der Beilagen (XXII.GP)-Regierungsvorlage-Materialien” (政府提出法案の資料), S.4によ

- る。
- <http://www.parlament.gv.at/pls/portal/docs/page/PG/DE/XXII/I/I_01316/fname_057436.pdf>
- (21) 「暴力保護法」(後述)についても同様である。
- (22) 「女性に対する暴力の撲滅のための連邦政府のアクションプラン」(後掲注(23)) p.3の記述による。
- (23) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 14/2812 (Unterrichtung durch die Bundesregierung: Aktionplan der Bundesregierung zur Bekämpfung von Gewalt gegen Frauen).
- <<http://dip.bundestag.de/btd/14/028/1402812.pdf>>
- (24) *ibid.*, S.7.
- (25) Silvia Schumacher, “Der Regierungsentwurf eines Gesetzes zur Verbesserung des zivilgerichtlichen Schutzes bei Gewalttaten und Nachstellungen sowie zur Erleichterung der Überlassung der Ehewohnung bei Trennung”, *Zeitschrift für das gesamte Familienrecht*, 48.Jg., H.15, 1. Aug. 2001, SS.953-958による。特にオーストリアの暴力保護法を紹介した第II章を参照。
- (26) MA57-Frauenförderung und Koordinierung von Frauenangelegenheiten der Stadt Wien (Hrsg.), *op.cit.* (5), S.54-55. 特にキール大学のモニカ・フロネル (Monika Frommel) 教授 (犯罪学・刑法) 及び連邦法務省平等局のシューマッハー博士の発言による。当然、第1次連邦法務省担当官案では、法律の名称にも「つきまとい」の語はなかった。
- (27) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 14/5429.
- (28) *ibid.*, S.1, 11.
- (29) *Spiegel Online* v.28.3.2000のインタビュー記事での発言(未確認)。Björn Kerbein/Philipp Pröbsting, “Stalking”, *Zeitschrift für Rechtspolitik*, 2002, H.2, S.78による。
- (30) 浅倉むつ子監修、浅倉むつ子ほか『導入対話によるジェンダー法学』不磨書房, 2003, p.151.
- (31) *Bundesgesetzblatt*, Jg.2001, Teil I, S.3513.
- (32) 全調査結果は、Martina Rupp (Hrsg.), *Rechtstatistische Untersuchung zum Gewaltschutzgesetz*, Köln: Bundesanzeiger, 2005として刊行されている。巻末 (pp.318-322)には、共同研究者の一人であるアンヤ・グローザ (Anja Grosa) による“Ausblick: Neue Initiativen im Bereich Stalking (展望: ストーカー行為の分野での新しい提案)”と称する章が付されている。なお、報告書の要約(“Rechtstatsächliche Untersuchung zum Gewaltschutzgesetz. Zusammenfassung. Ein Überblick über die Ergebnisse aller Teilstudien”)が連邦法務省のサイトに掲載されている。
- <http://www.bmj.bund.de/files/-/1024/Evaluation_GewaltschutzG_Summary.pdf>
- (33) Rupp (Hrsg.), *op.cit.* (32), SS.318-319.
- (34) Kerbein/Pröbsting, *op.cit.* (29), S.78.
- (35) 例えば、Kerbein/Pröbsting, *op.cit.* (29), S.78.
- (36) v. Pechstaedt, *op.cit.* (3). 構想の内容は、Meyer, *op.cit.* (10), S.282による。
- (37) 連邦法務省平等局のシューマッハー博士の発言に基づく。MA57-Frauenförderung und Koordinierung von Frauenangelegenheiten der Stadt Wien (Hrsg.), *op.cit.* (5), SS.61, 75-76.
- (38) Kerbein/Pröbsting, *op.cit.* (29).
- (39) Meyer, *op.cit.* (10).
- (40) グローザ助手による。Rupp, *op.cit.* (32), SS.319-321 参照。
- (41) Bundesrat, *Drucksache*, 551/04.
- <http://www.bundesrat.de/cln_050/SharedDocs/Drucksachen/2004/0501-600/551-04,templateId=raw,property=publicationFile.pdf/551-04.pdf>
- (42) Bundesrat, *Stenografischer Bericht*, 802.Sitzung (Plenarprotokoll 802), 9. Juli 2004, S.370.
- <http://www.bundesrat.de/cln_050/nn_44018/SharedDocs/Downloads/DE/Plenarprotokolle/2004/Plenarprotokoll-802,templateId=raw,property=publicationFile.pdf/Plenarprotokoll-802.pdf>

- (43) Bundesministerium der Justiz, “Stalking-Opfer effektiv schützen”, *Pressemitteilung*, 13. Juli 2004.
 <http://www.bmj.bund.de/enid/39d237fbf4d7780d3eff969e27637b83,223132706d635f6964092d0931353138093a0979656172092d0932303034093a096d6f6e7468092d093037093a095f7472636964092d0931353138/Pressestelle/Pressemitteilungen_58.html>
- (44) Bundesrat, *Drucksache*, 551/1/04.
 <http://www.bundesrat.de/cln_050/SharedDocs/Drucksachen/2004/0501-600/551-1-04,templateId=raw,property=publicationFile.pdf/551-1-04.pdf>
- (45) 動議の提出者であるヘッセン州のクリスティアン・ワーグナー (Christean Wagner) 法相 (当時) の発言による。Bundesrat, *Stenografischer Bericht*, 809. Sitzung (Plenarprotokoll 809), 18. März 2005, SS.85-86.
 <http://www.bundesrat.de/cln_050/nn_44026/SharedDocs/Downloads/DE/Plenarprotokolle/2005/Plenarprotokoll-809,templateId=raw,property=publicationFile.pdf/Plenarprotokoll-809.pdf>
- (46) 例えば、連邦議会本会議でのウーテ・グラノルト (Ute Granold) 議員 (キリスト教民主同盟・社会同盟) の発言。Deutscher Bundestag, *Stenografischer Bericht*, 70. Sitzung (Plenarprotokoll 16/70), 30. Nov. 2006, S.6952.
 <<http://dip.bundestag.de/btp/16/16070.pdf>>
- (47) Bundesrat, *Drucksache*, 551/2/04.
 <http://www.bundesrat.de/cln_050/SharedDocs/Drucksachen/2004/0501-600/551-2-04,templateId=raw,property=publicationFile.pdf/551-2-04.pdf>
- (48) Bundesrat, *op.cit.* (45), SS.85-89.
- (49) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 15/5410.
 <<http://dip.bundestag.de/btd/15/054/1505410.pdf>>
- (50) Deutscher Bundestag, *Stenografischer Bericht*, 178. Sitzung (Plenarprotokoll 15/178), 2. Juni 2005, SS.16780-16787.
 <<http://dip.bundestag.de/btp/15/15178.pdf>>
- (51) Bundesministerium der Justiz, “Eckpunktepapier Maßnahmen zum Schutz von Stalking-Opfern”, *Pressemitteilung*, 10. August 2005.
 <http://www.bmj.bund.de/enid/39d237fbf4d7780d3eff969e27637b83,26da3c706d635f6964092d0932323230093a0979656172092d0932303035093a096d6f6e7468092d093038093a095f7472636964092d0932323230/Pressestelle/Pressemitteilungen_58.html>
- (52) Rupp (Hrsg.), *op.cit.* (32)参照。
- (53) Bundesrat, *Stenografischer Bericht*, 814. Sitzung (Plenarprotokoll 814), 23. September 2005, SS. 326-327.
 <http://www.bundesrat.de/cln_050/nn_44026/SharedDocs/Downloads/DE/Plenarprotokolle/2005/Plenarprotokoll-814,templateId=raw,property=publicationFile.pdf/Plenarprotokoll-814.pdf>
- (54) *Gemeinsam für Deutschland - mit Mut und Menschlichkeit, Koalitionsvertrag zwischen CDU, CSU und SPD*, 11. 11 2005.
 <<http://www.bundesregierung.de/Webs/Breg/DE/Bundesregierung/Koalitionsvertrag/koalitionsvertrag.html>>
- (55) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 16/575.
 <<http://dip.bundestag.de/btd/16/005/1600575.pdf>>
- (56) Bundesrat, *Stenografischer Bericht*, 819. Sitzung (Plenarprotokoll 819), 10. Februar 2006, SS. 8-10.
 <http://www.bundesrat.de/cln_050/nn_44034/SharedDocs/Downloads/DE/Plenarprotokolle/2006/Plenarprotokoll-819,templateId=raw,property=publicationFile.pdf/Plenarprotokoll-

819.pdf>

(57) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 16/1030.
<<http://dip.bundestag.de/btd/16/010/1601030.pdf>>

(58) グラノルト議員（キリスト教民主同盟・社会同盟）の発言による。Deutscher Bundestag, *op.cit.* (46), S. 6952.

(59) Bundesministerium der Justiz, “Besser Schutz für Stalking-Opfer”, *Pressemitteilung*, 11. Mai 2006.
<http://www.bmj.bund.de/enid/39d237fbf4d7780d3eff969e27637b83,f09c56706d635f6964092d0932343434093a0979656172092d0932303036093a096d6f6e7468092d093035093a095f7472636964092d0932343434/Pressestelle/Pressemitteilungen_58.html>

(60) イェルツィ・モンターク (Jerzy Montag) 議員 (90 年同盟・緑の党) の発言による。Deutscher Bundestag, *Stenografischer Bericht*, 35. Sitzung (Plenarprotokoll 16/35), 11. Mai 2006, S.2974.
<<http://dip.bundestag.de/btp/16/16035.pdf>>
なお、この妥協案は、その後、「連邦法務省の起草案」として2006年9月7日に法務委員会に送付された（公聴会へのダグマール・フロイデンベルク (Dagmar Freudenberg)、クリスティアン・キュール (Kristian Kühl) 両公述人の意見書による）が、正式な議会資料(Drucksache)としては議会に提出されていない。このような妥協案の扱いについて、ケルン大学法学部のニコラオス・ガツェアス (Nikolaos Gazeas) 助手は、モンターク議員の言葉を借りて「法治国家のカオス」と批判している。Nikolaos Gazeas, “»Stalking« als Straftatbestand – effektiver Schutz oder strafrechtlicher Aktionismus?”, *Kritische Justiz*, Jg.39, H.3, 2006, S.249参照。

(61) 連邦法務省のプレスリリース 前掲注(59)及びツィプリース連邦法相の連邦議会での発言による。Deutscher Bundestag, *op.cit.* (46), SS.6948-6949.

(62) この公聴会の議事録及び各公述人の意見書は、連

邦議会のサイトに掲載されている。Deutscher Bundestag, 16. Wahlperiode, Rechtsausschuss, *op.cit.* (2); Stellungnahmen der Sachverständigen.

<http://www.bundestag.de/ausschuesse/a06/anhoeungen/06_Stalking/04_StN/index.html>

(63) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 16/3641.
<<http://dip.bundestag.de/btd/16/036/1603641.pdf>>

(64) グラノルト議員（キリスト教民主同盟・社会同盟）の発言。Deutscher Bundestag, *op.cit.* (46), S.6950.

(65) Deutscher Bundestag, *op.cit.* (63), S.14.

(66) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 16/3663.
<<http://dip.bundestag.de/btd/16/036/1603663.pdf>>

(67) Deutscher Bundestag, *op.cit.* (46), S.6957.

(68) Bundesrat, *Stenografischer Bericht*, 830. Sitzung (Plenarprotokoll 830), 16. Februar 2007, S.32.
<http://www.bundesrat.de/cln_050/nn_271412/SharedDocs/Downloads/DE/Plenarprotokolle/2007/Plenarprotokoll-830,templateId=raw,property=publicationFile.pdf/Plenarprotokoll-830.pdf>

(69) *Bundesgesetzblatt*, Jg.2007, Teil I, S.354.

(70) 犯罪構成要件の創設に対して批判的あるいは懐疑的な論文として、例えば以下がある。Georg Steinberg, “Nachstellen-Ein Nachruf?”, *Juristenzeitung*, 1/2006, SS.30-33; Kristiane Weber-Hassemer, “Der Schutz vor Stalking muß verbessert werden. Aber die Gerichte brauchen einen klaren Tatbestand”, *Zeitschrift für Rechtspolitik*, 2/2006, SS.69-70; Jörg Kinzig, “Stalking – ein Fall für das Strafrecht?”, *Zeitschrift für Rechtspolitik*, 8/2006, SS.255-258; Gazeas, *op.cit.* (60); Dagmar Freudenberg, “Maßnahmen zum Schutz von Stalking-Opfern”, *Neue Justiz*, 12/2006, SS. 535-540.

(71) 井田良・岡上雅美「〔概説〕ドイツ刑法典の歴史とその特色」『ドイツ刑法典』（法務資料 第461号）法

務省大臣官房司法法制部, 2007, pp.1-14.

(72) Kinzig, *op.cit.* (70), S.258.

(73) Gazeas, *op.cit.* (60), S.268.

(74) Meyer, *op.cit.* (10), S.293.

(さいとう じゅんこ・海外立法情報調査室)

2001年12月11日の
暴力行為及びつきまといからの民事法上の保護のための法律
(暴力保護法)

Gesetz zum zivilrechtlichen Schutz vor Gewalttaten und Nachstellungen

(Gewaltschutzgesetz – GewSchG)

Vom 11.12.2001

(連邦法律公報第 I 部3,513頁)

齋藤 純子訳

第 1 条 暴力及びつきまといからの保護のため
の裁判所の措置

(1) ある者が故意に、他の者の身体、健康又は自由を不法に侵害した場合には、裁判所は、侵害された者の申立てに基づき、それ以上の侵害を防止するために必要な措置を講じなければならない。命令には期間を付するものとするが、当該期間は延長することができる。裁判所は、行為者に対し、特に次の各号に掲げる行為を、当該行為が正当な利益を守るために必要である場合を除き、行わないよう命令することができる。

1. 侵害された者の住居に立ち入ること。
 2. 侵害された者の住居から一定の範囲内にとどまること。
 3. 侵害された者が定期的にとどまらなければならない、指定する他の場所を訪れること。
 4. 遠隔通信手段を用いる場合も含め、侵害された者に連絡をとること。
 5. 侵害された者との遭遇を引き起こすこと。
- (2) 次の各号に掲げる場合には、第 1 項の規定を準用する。
1. ある者が、生命、身体、健康又は自由を侵害するとして他の者を不法に脅迫した場合
 2. ある者が、不法かつ故意に、次の各号に

掲げる行為のいずれかを行う場合

- a) 他の者の住居又は囲われた占有不動産に侵入すること。
- b) 明確に表示された意思に反して他の者に繰り返しつきまとい、又は遠隔通信手段を用いて他の者を追いかけることによって、この者に対し不当な嫌がらせをすること。

第 1 文第 2 号 b に規定する場合において、当該行為が正当な利益を守るのに資するときは、不当な嫌がらせとはならない。

- (3) 第 1 項第 1 文又は第 2 項の場合において、ある者が当該行為を、アルコール飲料又は類似の薬物により一時的に陥った、自由な意思決定が不可能な、知的活動の病的障害の状態において行ったときにも、裁判所は、第 1 項に規定する措置を命令することができる。

第 2 条 共同で使用していた住居の明渡し

- (1) 侵害された者は、第 1 条第 3 項の関連する場合を含め第 1 条第 1 項第 1 文に規定する行為の時点において、行為者と共に継続的に共同の世帯を営んでいた場合には、行為者に対し、共同で使用していた住居を単独で使用するために自らに明け渡すよう求めることができる。
- (2) 当該住居の所在する土地の所有権、地上権若しくは用益権を、侵害された者が加害者と

- 共同で有している場合、又は侵害された者が当該住居を加害者と共同で賃借していた場合、当該住居を明け渡す期間には、期限を付さなければならない。当該住居の所在する土地の所有権、地上権若しくは用益権を、行為者が単独で若しくは第三者と共同で有している場合、又は行為者が当該住居を単独で若しくは第三者と共同で賃借していた場合、裁判所は、侵害された者に住居を明け渡す期間に、最長 6 月の期限を付さなければならない。侵害された者が、第 2 文の規定により裁判所の付した期限のうちに、他の適切な居住空間を不当でない条件で調達することができなかった場合、裁判所は、行為者又は第三者のより重大な利益に反しない限り、当該期限を更に最長 6 月延長することができる。第 1 文から第 3 文までの規定は、住戸所有権、継続的居住権及び物的居住権に準用する。
- (3) 第 1 項に規定する請求権は、次の各号に掲げる場合には、認められない。
1. 行為の重大さのために、侵害された者に行為者との共同生活の継続を求めることができない場合を除き、それ以上の侵害のおそれがない場合
 2. 侵害された者が、行為後 3 月以内に住居の明渡しを文書で加害者に求めなかった場合
 3. 侵害された者への住居の明渡しを、行為者の特別に重大な利益に反する場合
- (4) 侵害された者が使用するために住居が明け渡された場合、行為者は、当該利用権の行使を困難にし、又は無価値にするに適ったすべての行為を止めなければならない。

- (5) 行為者は、公正な範囲内で、侵害された者に利用の報酬を求めることができる。
- (6) 脅迫された者は、第 1 条第 3 項の関連する場合を含め第 1 条第 2 項第 1 文第 1 号に規定する脅迫の時点において、行為者と共に継続的に共同の世帯を営んでいた場合、不当に過酷な状態を回避するために必要なときは、共同で使用していた住居を明け渡すよう求めることができる。不当に過酷な状態は、当該世帯において生活する子の福祉が侵害される場合にも生じうる。その他については、第 2 項から第 5 項までの規定を準用する。

第 3 条 適用範囲、競合

- (1) 侵害された者又は脅迫された者が、第 1 条第 1 項又は第 2 項第 1 文に規定する行為の時点において、親の配慮 (elterliche Sorge)、後見又は養護を受けている場合、親及び配慮権を有する者との関係においては、第 1 条及び第 2 条の代わりに、配慮権関係、後見関係又は養護関係について規準とされる規定を適用する。
- (2) 侵害された者のその他の請求権は、この法律によって影響を受けない。

第 4 条 刑罰規定

第 1 条第 2 項第 1 文の関連する場合を含め第 1 条第 1 項第 1 文又は第 3 文に規定する特定の執行可能な命令に違反する者は、1 年以下の自由刑又は罰金刑に処せられる。他の規定による可罰性は、影響を受けない。

(さいとう じゅんこ・海外立法情報調査室)

2007年3月22日の
執拗なつきまといの可罰性のための法律
(第40次刑法改正法)

Gesetz zur Strafbarkeit beharrlicher Nachstellungen

(40. StrÄndG)

(連邦法律公報第 I 部354頁)

齋藤 純子訳

第1条 刑法典の改正

2007年2月19日の法律(連邦法律公報第 I 部122頁)第2条第21項の規定により最終改正された、1998年11月13日公示の文言による刑法典(連邦法律公報第 I 部3,322頁)を次のように改める。

1. 各則第18節の目次中、第237条及び第238条の箇所を次のように改める。

「第237条 (削除)

第238条 つきまとい」

2. 第239条の前に次の第238条を加える。

「第238条 つきまとい

(1) 次の各号に掲げる行為を執拗に行うことによってある人に権限なくつきまとい、かつ、そのことによってその人の生活形成を重大に侵害する者は、3年以下の自由刑又は罰金刑に処せられる。

1. その人の空間的近くに行くこと。
2. 電気通信手段若しくはその他の通信手段を用いて、又は第三者を介してその人に接触しようとする事。
3. その人の個人情報をも不正に用いてその人に成りかわり商品若しくはサービスの注文を行い、又は第三者にその人に接触させようとする事。
4. その人自身又はその人に近い者の生命、身体、完全性、健康又は自由を侵害するとしてその人を脅迫すること。
5. これに相当するその他の行為を行うこと。

と。

(2) 行為者が、当該行為によって被害者、被害者の近親者又は被害者に近いその他の者を死亡又は重大な健康障害の危険に陥らせた場合には、3月以上5年以下の自由刑を科さなければならない。

(3) 行為者が、当該行為によって被害者、被害者の近親者又は被害者に近いその他の者の死亡を引き起こした場合には、刑罰は1年以上10年以下の自由刑とする。

(4) 第1項の場合においては、刑事訴追官庁が刑事訴追にかかる重大な公共の利益のために職権による介入が必要であると判断するときを除き、当該行為は、申立てに基づいてのみ訴追される。」

第2条 刑事訴訟法の改正

2006年12月22日の法律(連邦法律公報第 I 部3,416頁)第14条の規定により最終改正された、1987年4月7日公示の文言による刑事訴訟法(連邦法律公報第 I 部1,074頁、1,319頁)を次のように改める。

1. 第112a条第1項第1号中、「第179条」の次に「又は第238条第2項及び第3項」を加える。
2. 第374条第1項第5号を次のように改める。
「5. つきまとい(刑法典第238条第1項)又は脅迫(刑法典第241条)」
3. 第395条第1項第1号e中、「暴力保護法第4条に規定する」の前に「刑法典第238条及び」

を加える。

この法律は、公布の日の翌日から施行する。

第3条 施行

(さいとう じゅんこ・海外立法情報調査室)